

平成29年度第1回四條畷市都市計画審議会
議事録

1 日時：平成30年2月7日（水）
午前10時00分～午前12時00分

2 場所：四條畷市役所本館3階委員会室

3 出席者：(委員) 長畠浩則委員 森本勉委員 小原達朗委員
岸田敦子委員 渡辺裕委員
山下克巳委員 歌門敬子委員
中尾仁委員 菅久子委員 榎原芳子委員
犬伏令子委員 田中一成委員 村川春水委員
吉川耕司委員 木村岐代子委員
(市側) 林副市長 二神都市整備部長
浅倉都市計画課長 脇水都市整備部上席主幹
阪上主査 古野事務職員 田端事務職員
清水下水道課長 山田下水道課長代理

(傍聴) 3名

(事務局) 都市計画課

5 案件：

- (1) 会長及び副会長の選出について
- (2) 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について
- (3) 東部大阪都市計画下水道の変更について
(名称四條畷市田原処理区公共下水道)

6 その他

<午前10時00分開会>

事務局 定刻になりましたので、始めさせていただきます。それでは、ただいまより、平成29年度第1回四條畷市都市計画審議会を開催いたします。本日は、ご多忙にもかかわらず、本審議会にご出席いただきましてありがとうございます。私、都市計画課の阪上でございます。よろしくお願ひいたします。議事に入ります前に、本日お配りしている会議資料の確認をさせていただきます。

<配布資料確認>

次に、本日の審議会委員の出席状況についてご報告させていただきます。渡辺委員と山下委員におかれましては、遅れるとのご一報をいただきております。審議会開催時間内にご到着いたしました場合は、途中からご着席いただきますのでよろしくお願ひいたします。審議会委員の総数は15名、そのうち現在出席いただいている委員は13名でございます。したがいまして、四條畷市都市計画審議会条例第7条第2項に規定する「委員の2分の1以上」の出席要件を満たしておりますので、本会議が成立していることをご報告申しあげます。次に、ここで議事にさき立ちまして、傍聴者についてお知らせいたします。本日の都市計画審議会に2名の傍聴者がいらっしゃいます。傍聴者のみなさまに一言申し上げます。本審議会では会議の運営の円滑化を図るため、傍聴要領を定めております。その中で傍聴者の守るべき事項があり、それを守っていただきます。守れない場合は退場していただく場合がありますので、よろしくお願ひします。次に、今回の審議会は、任期満了に伴う委員の委嘱を行ってから、最初の審議会でありますので、会長と副会長が決定しておりません。そのため、会議の議長を務めていただく会長と、副会長の選出をさせていただくまでの間につきましては、事務局で議事を進行させていただきますので、よろしくお願ひいたします。ここで、本来なら市長よりご挨拶させていただくところでございますが、公務が重なってしまい、本審議会に出席することができません。そのため、副市長の林よりご挨拶させていただきます。

<副市長挨拶>

事務局 ありがとうございました。次に、本日の審議会から初めてご出席いただく委員の方もおられますので、事務局より各委員の皆様のご紹介をさせていただきます。配付させていただいております委員名簿の順に従い、ご紹介申し上げます。

<委員及び事務局紹介>

事務局 それでは、これより議事に入りたいと思います。お配りいたしております議案書に基づき、進めさせていただきます。議案1であります「審議会の会長及び副会長の選出について」ですが、審議会条例第6条第2項で「会長及び副会長は、委員の互選により定める」となっております。また、「会長は、同第3条第2項第3号に掲げる委員である学識経験者のうちから定める」となっております。さて、会長及び副会長の選出をどのような方法で行えばよろしいか、委員の皆様にお諮りいたします。

田中委員 吉川委員と菅委員に会長副会長の再任を提案させていただきます。吉川委員は平成27年度から会長を、菅委員は平成19年度から副会長を続けていただいた実績があると思いますので提案させていただきます。

事務局 ただいま、田中委員より「会長、副会長の再任」というご提案がございました。ほかにどなたかご意見はございませんか。ご意見がないようですので、会長には吉川委員、副会長には菅委員にご就任をお願いいたしたいと思います。吉川委員にお伺いします。会長にご就任いただくことをご了承いただけるでしょうか。

吉川委員 皆様方のご承認を得てお受けしたいと思います。

事務局 ありがとうございます。菅委員にお伺いします。副会長にご就任いただくことをご了承いただけますでしょうか。

菅委員 皆様方のご承認をいただきましたらお受けしたいと思います。

事務局 ありがとうございます。それでは、吉川委員を本審議会の会長に、菅委員を副会長にご就任していただくことについて、拍手で、ご承認にかえさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

<各委員拍手をもって承認>

事務局 ただ今拍手でもって、会長、副会長が承認されました。これにより、議案1は終了いたします。それでは、吉川会長、菅副会長、おそれ入りますが前の席までお移りいただけますでしょうか。

<吉川会長、菅副会長移動>

事務局 それでは、吉川会長、菅副会長にご就任のご挨拶をお願いいたしたいと思います。吉川会長よろしくお願ひいたします。

<吉川会長挨拶>

事務局 ありがとうございます。次に、菅副会長よろしくお願ひいたします。

<菅副会長挨拶>

事務局 ありがとうございます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。
続きまして、審議会に対し、先程も申し上げましたとおり、本来であれば市長より諮問させていただくところでございますが、公務により不在でございますので、副市長より諮問をさせていただきます。それでは林副市長、諮問書を朗読後、会長に諮問書をお渡しいただきますようお願ひいたします。

<副市長諮問書朗読>

事務局 さて、これより審議を進めてまいりたいと思いますが、副市長はこの後公務がございますので、誠に申し訳ございませんがここで退席させていただきます。ご了承いただきますようお願ひいたします。また、先ほどの諮問書につきましては、複写を行ったものをこれより各委員にお配りさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

<副市長退席>

事務局 これよりご審議をお願い申し上げたいと存じますが、四條畷市都市計画審議会条例第7条第1項の規定により、「会長がその議長となる」となっております。したがいまして、これより会長に議事の進行をお願いしたいと思います。吉川会長よろしくお願ひいたします。

吉川会長 それでは早速ですが、議案の審議に入りたいと思います。議案1は終了いたしましたので、議案2の四條畷市決定案件であります「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案2「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更」につきましてご説明させていただきます。本市におきましては、生産緑地法の改正を受け、平成4年に、市街化区域内におきまして、緑地機能や多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的といたしまして、農地所有者等のご意向をお伺いしながら、都市計画上の生産緑地地区として位置付け、指定を行ったところでございます。今回は生産緑地地区の廃止及び区域変更を予定しており、議案書では2ページから8ページでございます。議案書2ページをご覧ください。こちらは今回変更対象となっております5地区について示しております。地区ごとの変更理由、詳細位置等につきましては後程ご説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。こちらは新旧対照図で、議案書では3ページでございます。変更箇所を示した図面となっております。続きまして変更内容を地区ごとに説明させていただきます。まずは廃止を行う地区で、議案書では4ページでございます。当該地区は、西中野

一丁目地内に位置し、名称は大字蔚屋 2 号でございます。変更理由といたしましては、生産緑地法第 10 条の規定による、主たる農業従事者の死亡を理由とした生産緑地の買取申出があり、所定の手続きを行い本市が買い取ったものでございます。こちらが拡大した図になります。こちらが写真でございます。今後は公共施設用地として活用してまいります。続きましてこちらは区域変更する地区でございます。議案書では 5 ページでございます。当該地区は大字清瀧地内に位置し、名称は大字清瀧 10 号でございます。こちらは複数の土地所有者が集まって一つの生産緑地を形成しているものでございます。変更理由といたしましては、当該生産緑地の一部におきまして、生産緑地法第 10 条の規定による、主たる農業従事者の故障を理由とした生産緑地の買取申出があり、行為の制限を解除した当該地区の一部廃止を行うものでございます。こちらが拡大した図になります。こちらが廃止する箇所の写真で、こちらが生産緑地として残る箇所の写真でございます。廃止する箇所に関しまして、今後は住宅地として活用される予定でございます。続きまして、当該地区は 2 地区について廃止と区域変更が関連しておりますので併せてご説明させていただきます。議案書では 6 ページでございます。大字清瀧地内に位置する 2 つの地区につきまして、名称は大字清瀧 13 号及び大字清瀧 14 号でございます。こちらも複数の土地所有者が集まって一つの生産緑地を形成しているものでございます。変更理由といたしましては、大字清瀧 14 号の一部の土地におきまして、先ほどと同じく生産緑地法第 10 条の規定による、主たる農業従事者の故障を理由とした生産緑地の買取申出があり、行為の制限を解除した部分の廃止を行うものでございます。こちらが拡大した図でございます。大字清瀧 14 号のうち、残る生産緑地につきましては、生産緑地法による面積要件を満たさなくなりますが、隣接する大字清瀧 13 号と一緒に生産緑地として維持することが可能となりますことから、大字清瀧 13 号に区域変更いたします。赤色で表示しております箇所につきまして廃止を行い、青色で表示しております箇所は大字清瀧 13 号となります。こちらが廃止する部分の写真で、こちらがもともとの生産緑地、こちらが存続部分の写真でございます。廃止する地区に関しましては共同住宅として活用される予定でございます。こちらも区域変更する地区で、議案書では 7 ページでございます。当該地区は南野六丁目地内に位置し、名称は南野六丁目 3 号でございます。こちらにつきましても複数の土地所有者が集まって一つの生産緑地を形成しているものでございます。変更理由といたしましては、先程と同じく、当該生産緑地の一部におきまして、生産緑地法第 10 条の規定による、主たる農業従事者の故障を理由とした生産緑地の買取申出があり、行為の制限を解除した当該地区の一部廃止を行うものでございます。こちらが拡大した図でございます。赤色で表示しております箇所につきまして、廃止を行うものでございます。こちらが一部廃止する箇所の写真、こちらが生産緑地として残る部分の写真でございます。こちらの地区に関しましては現段階で特に

土地利用等の相談はございません。最後に、変更する面積についてご説明させていただきます。議案書では8ページでございます。まず、大字蘿屋2号につきましては、約0.15ヘクタールが全て廃止となります。次に大字清瀧10号につきましては、現在、全体で約0.27ヘクタールあり、そのうち約0.22ヘクタールを廃止し、区域変更いたしますので、変更後の面積は約0.05ヘクタールとなっております。次に大字清瀧13号につきましては、現在、約0.16ヘクタールあり、そこに大字清瀧14号の約0.01ヘクタールを追加し、区域変更いたしますので、変更後の面積は約0.17ヘクタールとなっております。次に大字清瀧14号につきましては、現在、全体で約0.06ヘクタールありますが、一部廃止及び残る生産緑地が大字清瀧13号に区域変更することに伴い、地区としてはなくなります。最後に、南野六丁目3号につきましては、現在、全体で約0.32ヘクタールあり、そのうち約0.09ヘクタールを廃止し、区域変更いたしますので、変更後の面積は約0.23ヘクタールとなっております。以上により、本市の生産緑地地区数は97地区に減少し、面積の合計は、約19.53ヘクタールから約19.02ヘクタールに減少となります。議案2、東部大阪都市計画生産緑地地区の変更についての説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

吉川会長 ただいま事務局から説明がありました、これについてご質問やご意見をお受けしたいと思います。

榎原委員 質問です。公共施設用地として市が買い上げたとありました、長期的な展望などございますか。

事務局 只今のご質問につきまして回答いたします。まず購入に至った経緯といたしましては、生産緑地法に基づく買取申出がありました。生産緑地法において、市長に対し買取申出があったときは、公共施設の建設等が困難な土地である等の特別の事情がない限り、時価で買い取るものとなっております。そこで買取りについて検討を重ねた結果、今後公共施設の再編整備を進めるにあたって、隣接する西中学校、市民総合体育館との親和性、類似性の高い施設整備によって一体的な利活用が可能な土地であると考え、購入する方針に至ったものです。現在では、西中学校のサブグラウンド等としての利用ということになっておりますが、今後は公共施設再編を進めるにあたっての活用をしていきたいと考えております。

吉川会長 よろしいでしょうか。むしろこれが原則となっているのですが、めったにないことです。他はよろしいでしょうか。

田中委員 先程副市長がおっしゃっていた平成34年に訪れる生産緑地の30年問題について、先ほどの清瀧の共同住宅としての土地利用等ございましたが、そういったことに対して何か対策等ございますか。

事務局 初生産緑地を指定したのが平成4年ということで、本市では約8割の生産緑地を平成4年に指定しており、現行制度では死亡・故障に基づいて買取申出

が提出された結果、解除になるとなっておりますが、30年経過いたしますと、条件なく買取申出が提出できるという制度になっております。そうなると、平成4年から30年ということは平成34年になりますので、その時期に生産緑地が一斉に解除になる可能性があるというものが30年問題でございます。現在の国の動きとしましては、生産緑地法の改正の中で、平成30年4月1日以降、特定生産緑地というものを指定できるようになり、現在生産緑地は税制優遇を受けることができるのですが、新たに特定生産緑地にすることで引き続き優遇を受けられるとのことです。基本的にこれは10年更新ということを伺っておりますが、国からの情報がおりてきていないものもございますので、本市としては、国や府、他市町村の動きを注視し、生産緑地所有者に対して周知を行ってまいりたいと考えております。また、今回は生産緑地を1件買い取りましたが、周辺状況、例えば道路状況や公共施設の集約状況等を見ながら、これまで買取っていなかったという状況でございます。

田中委員 市民の皆さんへの説明等はどのようにされる予定でしょうか。

事務局 現時点での説明会等の開催について決定しておりませんが、30年経過するまでに特定生産緑地を指定しなければならないということもございますので、説明会であったり、土地所有者への郵送であったりといった手法を検討してまいります。ホームページ等につきましても、国からの情報がありましたら掲載してまいりたいと考えております。

吉川会長 国でもまだはっきりした方針が決まっていないようですので、今言われたことを実行していただければと思います。また、市が買取らないとなると、田んぼの状態で固定資産税だけが上がってしまいますので、置いておくわけにもいかず、住宅業者さんへ売却してしまい住宅が並ぶということになります。そのため市の方でもしっかりと方針を定めていただければと思います。ほかにご質問・ご意見はございませんか。無いようですので、諮問のあった議案2の「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更」については、承認することをご異議ございませんでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

吉川会長 異議なしのお声をいただきましたので、諮問に対し異議なく承認することを答申いたします。答申につきましては、事務局で所定の手続きを進めさせていただくということでご異議ありませんでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

吉川会長 異議なしのお声をいただきましたので、事務局の方で手続きを進めさせていただきます。

<傍聴者 1名追加>

吉川会長 続きまして議案3の四條畷市決定案件であります「東部大阪都市計画下水道の変更（名称四條畷市田原処理区公共下水道）」についてですが、事務局から説明をお願いします。

事務局 下水道課の山田です。それでは、議案3 「東部大阪都市計画下水道の変更」につきましてご説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。本市の下水道計画については、赤線で囲まれている範囲が下水道計画区域となりまして、今皆様がおられる市役所のある西部の市街地は鴻池水みらいセンターで汚水処理されているので鴻池処理区という処理区名称になります。昭和46年度から幹線管渠の建設に着手し、昭和59年度より面整備を行い、昭和61年4月に第1期の供用開始を行っております。将来、一部区域の汚水は砂、轟屋地区に設置されている、なわて水みらいセンターで汚水処理されます。この図の中央の山間部につきましては下水道計画区域外となります。東側の田原地区は本市の田原処理場で汚水処理を行っているので田原処理区という処理区名称となり、平成2年3月31日より汚水処理を開始しています。こちらは田原処理場の平面図となり、赤色囲みが1系列と青色囲みが2系列の複数の系列で汚水処理を行えるようにしています。田原処理場の現状ですが、処理場供用開始後、1系列目は28年目を、2系列目は17年目を迎えます。機械電気設備の内、主要な機器類の標準耐用年数は15年であり、更新時期を迎えており、今後改築更新費用が必要となります。平成17及び19年度に処理場劣化診断及び耐震診断を行い改築にかかる費用を算出した結果、1系列あたり機械電気設備に約11億円土木建築施設の耐震化に約3億円必要となります。更新には多額の費用が必要であるが、田原処理区内の人口は計画人口に及ばず、節水型社会への移行で水量が伸び悩んでおり、今後の処理水量の増加は見込めない。今後設備等の改築更新費用がさらに拍車を掛けることから、経営面では不採算処理区となる可能性が大きくなることが把握できましたので、処理場を廃止し、鴻池処理区へ編入することにより、流域下水道での処理に変更するという処理区の広域化の検討を行いました。前に映しておりますのが、広域化の計画図になり、処理区間を結ぶ管渠の新設と処理場施設のポンプ場化となります。田原処理場を存続させる場合と広域化させる場合の比較を行い、処理場存続の場合は、改築更新費用、耐震化費用、処理場維持管理費など広域化の場合は、田原処理区の汚水を鴻池へ流下させる為の管渠新設費用、処理場のポンプ場化費用、流下先の大坂府の施設の流域下水道の建設費及び維持管理費などがあり、それらを比較した結果、広域化の場合は概算ではありますが年間約2000万円のプラス効果が得られることが判明しました。その後、政策調整会議にかけ、処理区の広域化を行うことを決定し、平成24年度より順次施工開始しております。こちらが管渠計画図となりまして、管渠延長約5500mの内、平成28年度

末までの整備状況は、約3300m完成しており、平成29以降残延長2200mを平成31年度末にかけ整備し、ポンプ場化工事は平成31～34年度に整備する予定です。その途中段階である平成32年度末に一部供用開始を行い、流域下水道へ圧送することになります。ここまでが四條畷市の下水道計画及び田原処理場の現状でありまして、本日の議案3東部大阪都市計画下水道の変更内容は、先ほど説明いたしました処理区統合を行う為の処理場のポンプ場化の位置付けとなります。議案書9ページから12ページでございます。議案書9ページをご覧ください。前回からの変更点のみご説明いたします。3-1の計画書のポンプ施設に（仮称）田原汚水ポンプ場を追加し、その下3-2変更する理由として、四條畷市田原処理区公共下水道において、田原処理区を鴻池処理区へ編入するにあたり処理場のポンプ場化を行い、良好な都市環境の整備と公共用水域の水質保全を図るため、本案のとおり変更しようとするものであります。それ以外は変更ございません。議案書10ページをご覧ください。新旧対象図です。この図で（仮称）田原汚水ポンプ場を位置付けしています。スクリーンをご覧ください。四角囲みしている箇所が追加となるものです。田原処理場はこのポンプ場が完成するまで汚水処理が必要となり併存することとなるので明記したままとなります。議案書11ページをご覧ください。スクリーンにも映しております。（仮称）田原汚水ポンプ場の計画平面図となり、残存する施設のみ名称を記入しています。文字が見づらいかと存じますが、まず田原地区の汚水を受けるポンプ棟、そのポンプ棟から調整槽に送水し、鴻池処理区へポンプで圧送します。管理棟はそれら施設の監視制御及び電気設備等を設置しています。議案書12ページをご覧ください。こちらは新旧対照表で、議案書9ページに記載の計画書を新旧対照で表したものとなります。4のポンプ施設（仮称）田原汚水ポンプ場を二段書きにしており、変更前はポンプ施設がないので線表記にし、変更後欄に施設名称として（仮称）田原汚水ポンプ場、位置四條畷市田原台5丁目地内、備考約22700m²と記載しております。議案3、東部大阪都市計画下水道の変更についての説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

吉川会長　　ただいま、事務局から説明がありましたが、これについてご質問やご意見はございませんか。

岸田委員　　議会ではこの内容について以前からご説明がありましたので、ある程度内容について知っていましたが、市民の方から処理場を廃止することで、排水の問題がどうなるのか、排水がなくなることが環境や農業に与える影響はどうなのかという声があります。そこで、そのあたりの環境への影響について改めてお伺いいたします。

事務局　　田原処理場がポンプ場になるということに関して、現在処理場からは処理水が放流されておりますので、その水がなくなります。その処理水は現在一級河川の天野川へ放流されておりますが、代わりに汚水がどこへ行くかといい

ますと、鴻池処理区側のなわて水みらいセンターです。そうなりますと、天野川への放流がなくなりますので、天野川の水量が減少いたします。環境の面については、天野川水系に処理水が流れないことになりますので、河川の水位が1.3mm下がるということになります。このことにつきまして、動植物への影響は特にないだろうと考えております。農業の面については、処理水が農業の方にも一部利用されておりますが、処理場ができる以前、平成2年より前につきましては処理水が一切なかったということですので、もともと寒谷池と堂尾池が処理場の上流にあり、そちらから取水されて農業をされていた経緯がありますので、以前の処理場がない状態に戻ると思われます。処理水に関しては、飲料として使用できるものではございませんし、水量も知れているもので、そのあたりの説明を地元の下田原地区に行きまして、ご理解を得たというところで、この処理区統合を始めたものです。

吉川会長 以前の状態に戻るということは、農業への影響はないということですね。

事務局 そうなります。

村川委員 只今の説明では、元の水量であるとのことでしたので、申しあげたいのですが、現在の堂尾池や薬尾寺池というものがありますけれども、これは主に戎川の上流になります。もう1件おっしゃった寒谷池というのはまた別の水系になりますが、そのうち堂尾池と薬尾寺池の水量がどれだけ減少しているかご存知でしょうか。と言いますのも、7~8年ほど前に大雨がありまして、上の道が崩れて土砂が流れ、そのあと砂防ダムができたのですが、池がほとんど埋まっている部分もあります。ということは、水量がそれだけ確保できないという状況になっているのに、それを換算せずに前と同じ水量がえられるというの納得できません。

事務局 把握しておりません。地元に話をしに行ったという分ですが、平成24年に当時の下田原区長に説明に伺い、ご理解いただいたと認識しております。

村川委員 処理場の水を主に利用しているのは下田原地区でございます。下田原地区で、現在夏にかなり水ぶそくを起こしております。上流はたりているかもしれません、下流はたりておりませんので、そういう状況をふまえて、なくなつた場合は渇水が予測されます。そのあたりをふまえておられない。以前の池の水が十分な状況とは違い、薬尾寺池は現在水が抜けない状況です。ビオトープの活動で池の水を出せず、うわ水だけなら流せるような状況で、この池ひとつを例にとってみても、土砂の流入が激しく、当時と変わっています。水量も3分の1程度しかないほど埋まっています。これは大阪府に申請した時に、土砂をあげるのはとてもできないので砂防ダムをつくるというような形で、今後流れ込まない対策はしていただきましたが、既に流入して底が浅くなっている、つまり貯水量が減少しているということです。そのため影響がないとおっしゃられたことについては腑に落ちないということで意見させていただきました。

- 吉川会長 事務局から補足はございませんでしょうか。
- 事務局 下水道課清水です。只今ご質問いただきました事項について、実際のところ地元にご説明させていただいてはおりましたが、その後池の貯水量の減少に関しましては把握できていないのが現状です。
- 村川委員 説明に行かれたということですが、説明のあった段階の区長さんから、我々は説明を聞いておりません。私は下田原に在住しておりますので。
- 吉川会長 平成24年から施工を開始して、これは議会の承認も得ているというお話と、我々の役目である都市計画としての下水道の変更をかけていくことなので、別の話になってしまふかもしれません、今までわかつていなかつたことが、今のご意見から情報として得られたわけですから、事務局の方でそういう対応をきっちりとやっていただければと思います。
- 村川委員 もう1件だけお伺いしたいのですが、田原処理場の標高がたしか140～150mだったと思います。また、トンネルの東側の一番標高が高いところで、そこからは自然に流下していくので必要ないとは思いますが、そこまで新たなるポンプ場のポンプで全部上げるということで、250か300mmの管だとどれくらい耐久性があるのでしょうか。
- 事務局 標準耐用年数で言いますと50年といわれるもので、圧送管に関して、ポンプ場からトンネル東側まで上げて、あとは自然流下となります。使用している管ですけれども、鉄管を入れているのですがGX型といいまして、耐震に向いている管を使用しています。この管が50年以上経過していないような新しいものですので、メーカーの方は50年以上もつというようなものです。
- 村川委員 標高差はどれくらいでしょうか。
- 事務局 55m程度です。
- 村川委員 普通の水よりかなり重たいのでは。
- 事務局 飲料水と比べて、汚水ですので比重は重くなります。
- 村川委員 どのくらい重くなるか分かりますか。飲料水を1として。
- 事務局 申し訳ありませんが比重までは把握しておりません。ポンプの圧力に関しては重さよりも圧送をかける量を使います。送水量と高低差が基準となって計算します。
- 吉川会長 圧送するためには水量が減っても困るということでしょうか。管が満水でないといけないのでですか。
- 事務局 ポンプを稼働させるための水量というものがございまして、ずっと圧送しているわけではありません。ある程度たまってきたら圧送するということです。
- 吉川会長 わかりました。他にございませんでしょうか。
- 森本委員 計画はポンプ一台でしょうか。
- 事務局 1台で圧送可能であり、予備一台を含めて2台になります。
- 吉川会長 1台が故障して止まるということはないということですね。都市計画の内容に戻りますけれども、処理場とポンプ場をしばらく併設して、図書に二重に載

せておくことは問題ないのでしょうか。両方とも 22700 m²ということで同じことですよね。

事務局 都市計画上二つが並列にということで、一定ポンプ場ができたら都市計画変更をして、処理場の廃止手続きが出てきます。現時点では処理場の使用とポンプ場の建設がありますので、並列で書かなければならない状況です。

吉川会長 両方並列で書いて、何も知らない人が見て合計 45000 m²と思ってしまわないかなと思うのですが。

事務局 都市計画上の表記の仕方に関しましては、大阪府と協議を行って記載しておりますので、ご質問等がございましたらその都度説明させていただきます。

吉川会長 ありがとうございます。他ございますか。

木村委員 家庭の雑排水等流れてくると思いますが、他の場所で処理場の見学等しておりますと、ビニールであるとかいろいろ溶けないものが流れてきた時に、長い棒のようなもので引っかけたりしてから処理場に回すということをされていたのですが、これだけの長い距離をなんら処理せずに圧送して詰まったりする心配はないのでしょうか。

事務局 ポンプ場で圧送をかける際に、もちろん詰まってしまいますので、ポンプに入る手前で大きいごみを取ることができる装置を設置いたします。新しいポンプ場を建設する際に全て更新かけますので大丈夫です。

木村委員 ありがとうございます。

吉川会長 ほかにご質問・ご意見はございませんか。無いようであれば、諮問のあった議案 3 の「東部大阪都市計画下水道の変更（名称四條畷市田原処理区公共下水道）」については、承認するということでご異議ございませんでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

吉川会長 異議なしのお声をいただきましたので、手続きを進めさせていただきます。本日ご審議いただく案件は以上でございますが、他に何かございますか。特に無いようであれば、以上で本日の議事は終了でございます。ではここで傍聴の方につきましてはご退席いただきますようよろしくお願ひいたします。

<傍聴者退場>

吉川会長 それでは円滑な議事の進行に、ご協力いただきありがとうございました。それでは、これで司会を事務局にお返しいたします。

事務局 これを持ちまして平成 29 年度第 1 回四條畷市都市計画審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

<午前 11 時 30 分閉会>